

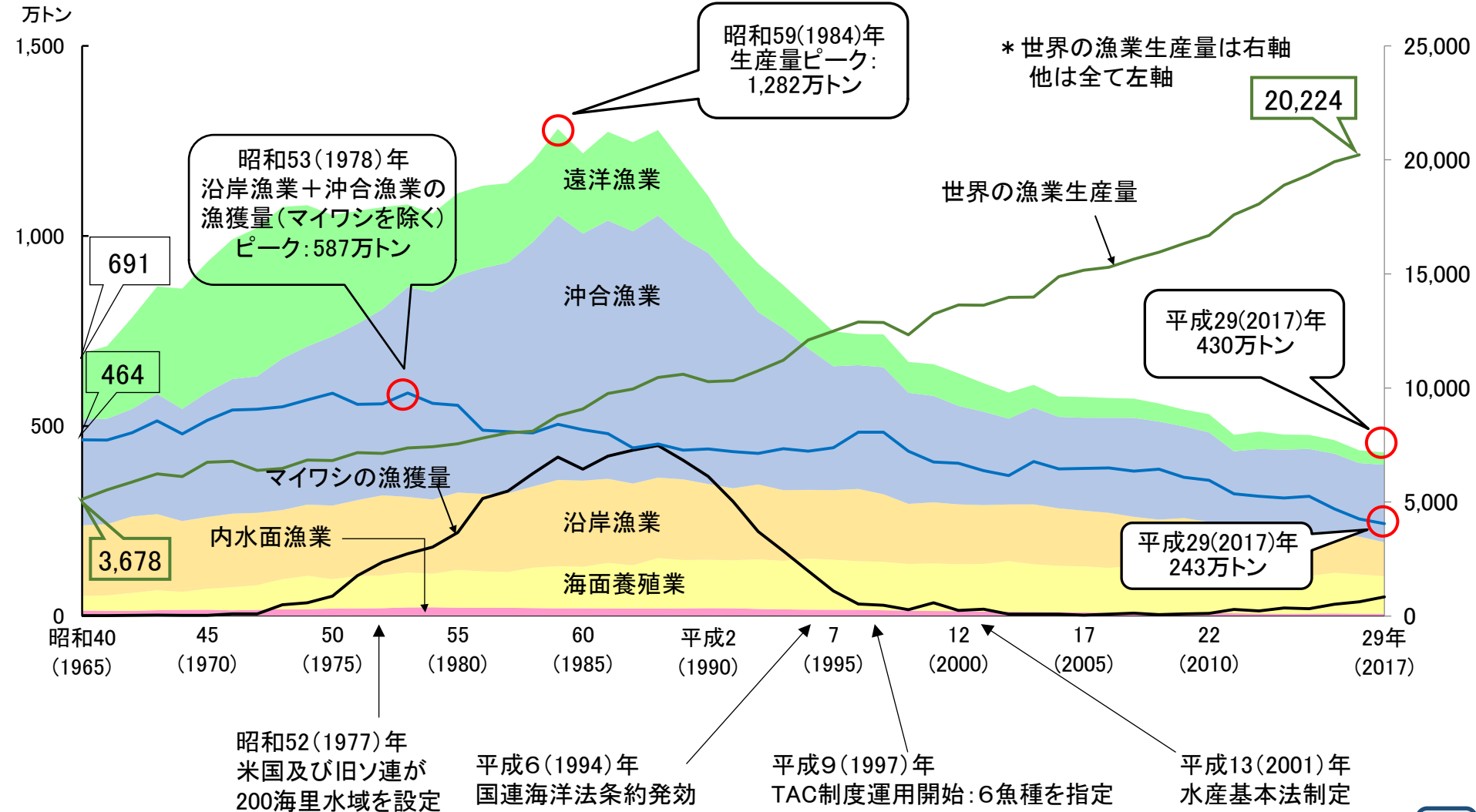
漁業法等の一部を改正する等の法律案
参考資料

平成30年11月

水産庁

日本の漁業の現状①

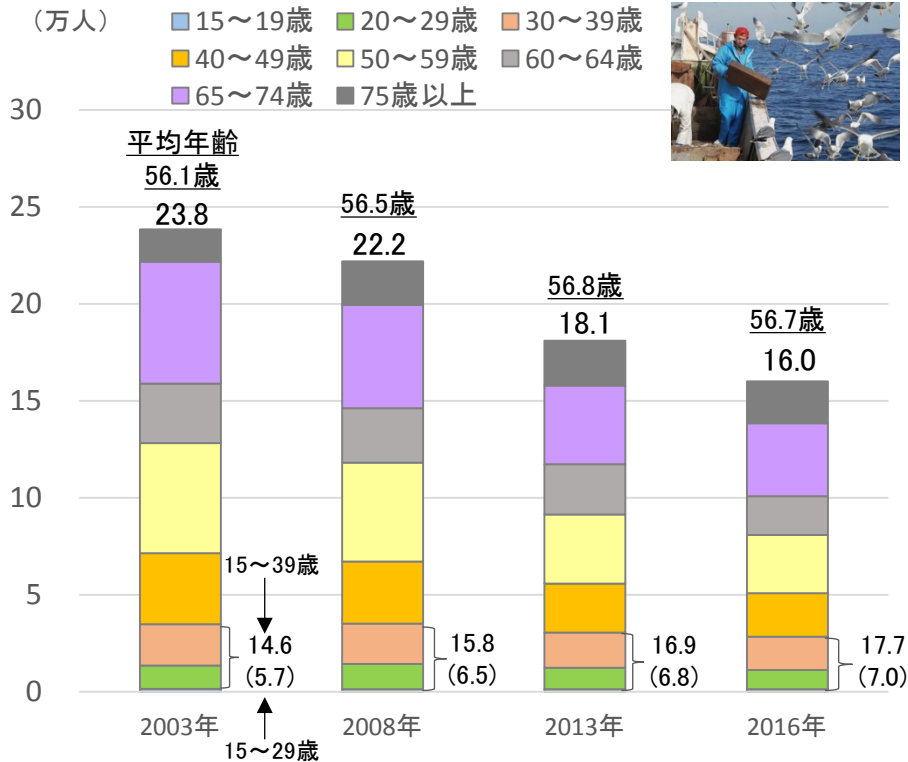
漁業生産量の推移



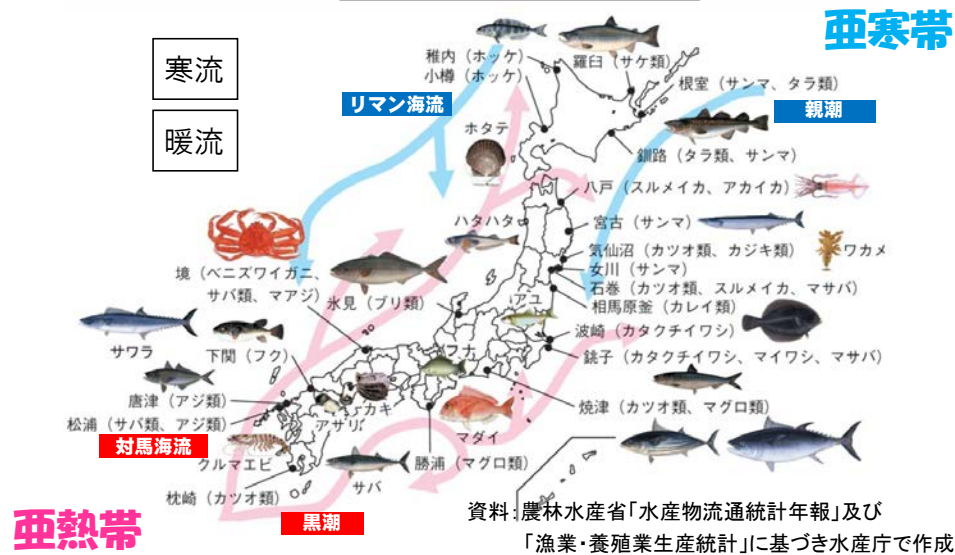
資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)、FAO「Fishstat(Capture Production、Aquaculture Production)」(日本以外の国)

日本の漁業の現状②

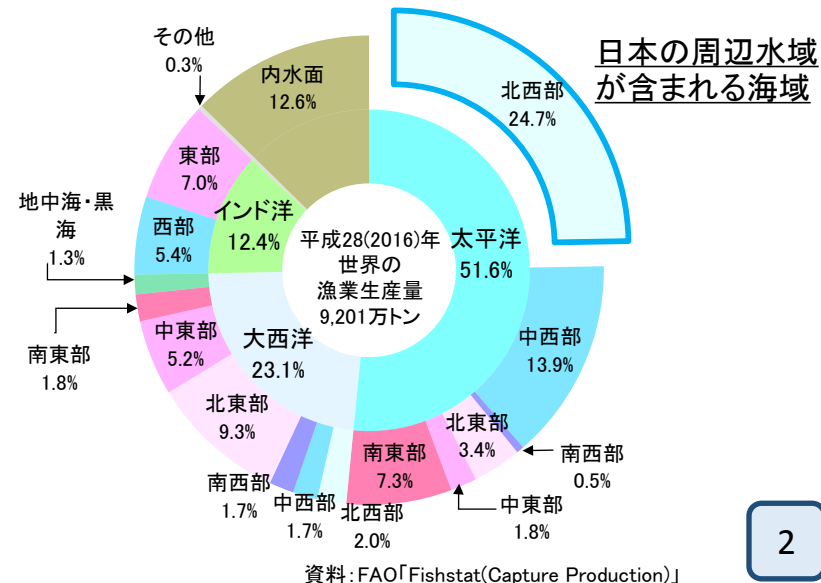
漁業就業者の推移



日本周辺の漁場



世界の漁場と生産量



資料: 農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013年)、「漁業就業動向調査」(2016年)
 注1: 2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。
 注2: 平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中央値を用いた推計値(75歳以上の場合は「80」を使用)。

水産政策の改革の経緯

平成29年 4月28日

新たな「水産基本計画」策定



「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策」等について検討

平成29年12月 8日

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂
(別紙8「水産政策の改革の方向性」)



「水産政策の改革の方向性」に沿って、具体的な内容について検討

平成30年 6月 1日

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂
(別紙8「水産政策の改革について」)

水産政策の改革の全体像

水産政策の改革

資源管理

科学的・効果的な評価方法・管理方法とする新たな資源管理システムを構築するとともに、国際的な枠組みを通じた資源管理を徹底し、漁業取締体制も強化

⇒ 資源の維持・増大による、安定した漁業の実現

⇒ 国際交渉における発言力の向上等により周辺水域の資源も維持・増大

遠洋・沖合漁業

I Qの導入などと合わせて、漁業許可制度を見直し、トン数制限など安全性の向上等に向けた漁船の大型化を阻害する規制を撤廃

⇒ 良好な労働環境の下で最新機器を駆使した若者に魅力ある漁船を建造し、効率的で生産性の高い操業を実現

養殖・沿岸漁業

沿岸における海面利用制度を見直し、漁業権制度を堅持しつつ、プロセスの透明化や、水域を適切・有効に活用している者の継続利用を優先
国内外の需要も見据え、戦略的に養殖を振興

⇒ 安心して漁業経営の継続や将来への投資が可能

⇒ 需要増大にあわせて養殖生産量を増大

資源管理から流通に至るまでICTを活用

水産物の流通・加工

輸出を視野に入れて、産地市場の統合等により品質面・コスト面等で競争力のある流通構造を確立

⇒ 流通コストの削減や適正な魚価の形成により、漁業者の手取りが向上

目指すべき
将来像

水産資源の
適切な管理
と
水産業の
成長産業化
の両立

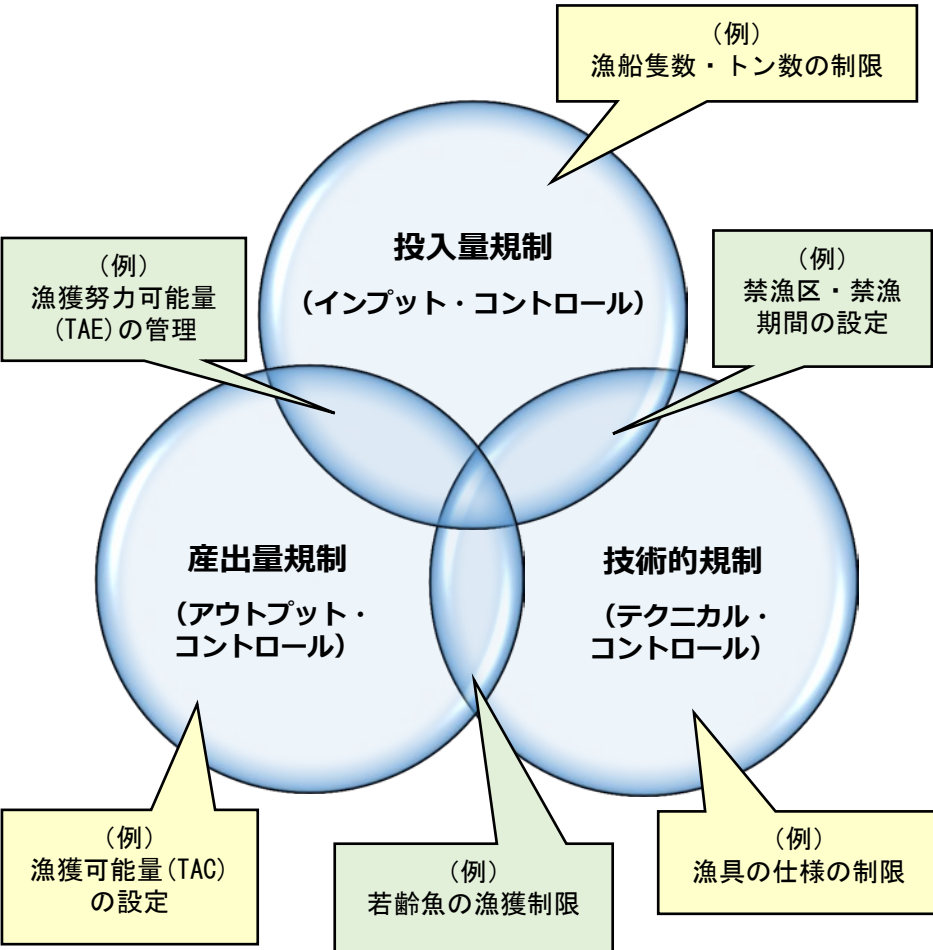


漁業者の
所得向上

年齢バランス
のとれた
漁業就業構造
の確立

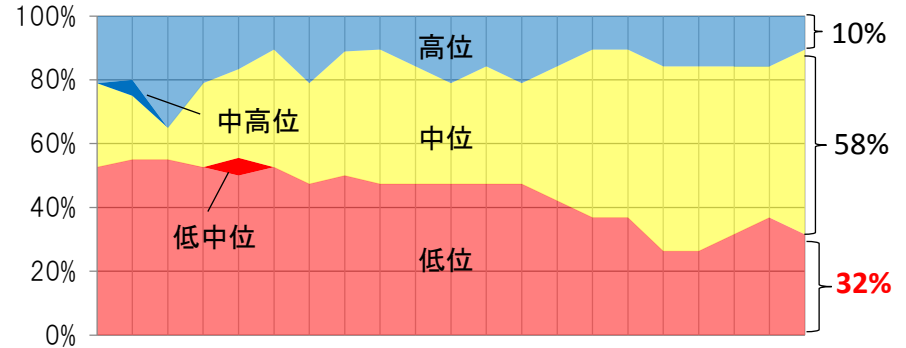
資源管理①

資源管理の手法

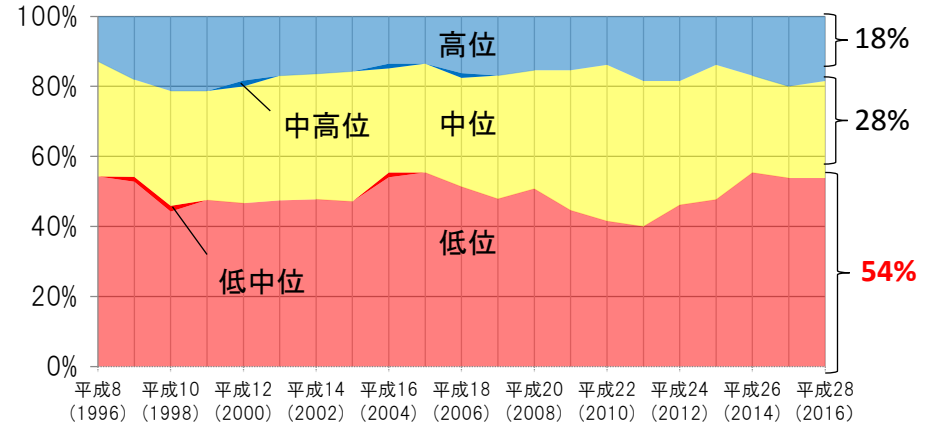


資源状況

TAC対象種(7魚種19系群)の資源状況

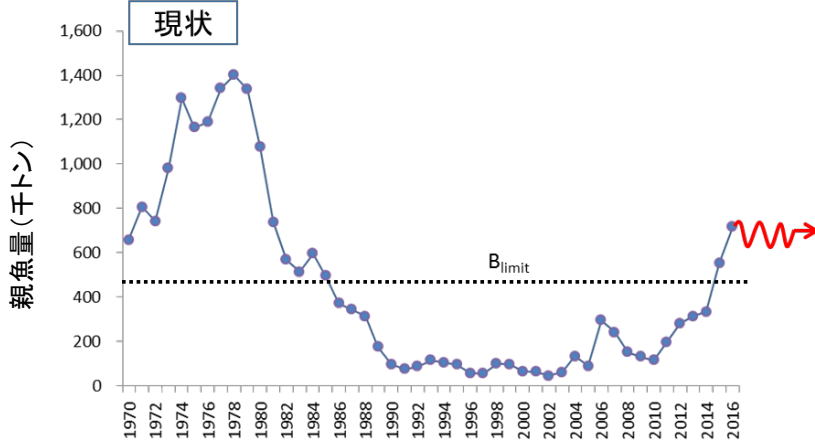


TAC未対象種(43魚種65系群)の資源状況

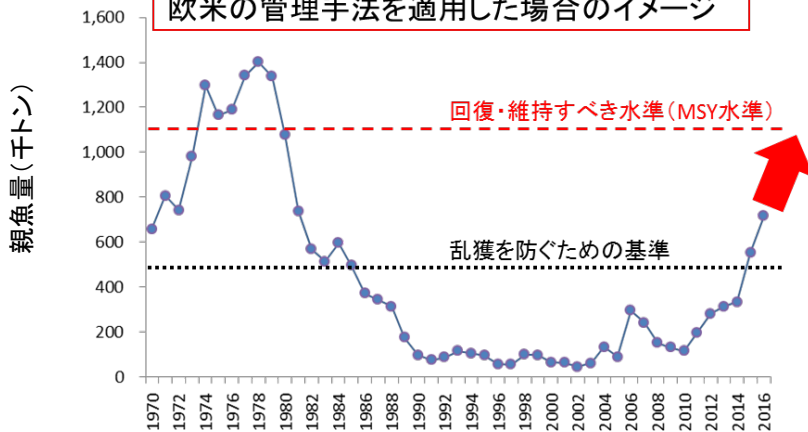


資源管理目標

※マサバ資源の例



欧米の管理手法を適用した場合のイメージ



資源が最大持続生産量を達成する水準へ回復・維持させるという目標を設定。これにより、資源の更なる有効利用が促進。

TAC管理の手法

区分	内容
非個別割当方式	漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの
個別割当(IQ)方式	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行うもの
譲渡性個別割当(ITQ)方式	漁業者又は漁船ごとの割当量に譲渡性を付与し、当該割当量を他の漁業者に自由に譲渡又は貸付ができるようにしたもの

IQ導入の事例

日本海べにずわい漁業では、平成19年(2007年)漁期からIQを導入。採捕規制(雌の採捕禁止、甲殻9cm以下の雄の採捕禁止)や漁具規制(網目制限など)などと組み合わせて管理することで、年間を通じた安定的な水揚げを実現。



遠洋・沖合漁業

現行の漁業許可制度

<指定漁業別の総トン数>

- ・ 沖合底びき網漁業 (15~170トン)
- ・ 以西底びき網漁業 (160~170トン)
- ・ 大中型まき網漁業 (15~770トン)
- ・ 遠洋かつお・まぐろ漁業 (120~600トン)
- ・ 近海かつお・まぐろ漁業 (10~120トン)
- ・ 北太平洋さんま漁業 (10~200トン)
- ・ いか釣り漁業 (80~440トン) 他

注1: 括弧内は実操業船のトン数規模

注2: 漁業種類によって、トン数階層を細分化

各国の生産性

国名	漁業者数 (千人)	漁船数 (隻)	漁業者1人当たり 生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり 生産量 (トン/隻)
アイスランド	6	822	225.2	791.7
ノルウェー	18	5,939	214.5	637.9
スペイン	33	9,895	40.6	136.0
ニュージーランド	2	1,367	258.5	404.2
米国	281	75,695	19.2	71.4
日本	173	152,998	27.5	31.1

資料: 農林水産省「漁業センサス2013」(漁船(日本、2013年))、「漁業就業動向調査」(漁業者数(日本、2014年))、「漁業・養殖業生産統計」(生産量(日本、2014年))、OECD「OECD Review of Fisheries: Country Statistics 2015」(漁船、漁業者数(上記以外))及びFAO「Fishstat (Capture Production)」(生産量(日本以外、2014年))

注: 日本以外の国の漁業者数及び漁船数について、アイスランドは2012年、ニュージーランドは2013年、ノルウェー、スペイン、米国は2014年

<トン数制限の性格>

指定漁業においては、漁船の漁獲能力の大きさを反映させるものとして船舶の総トン数ととらえ、全体の総トン数と総トン数別の隻数との関連で許可制を運用するという考え方(漁船の大きさは、魚倉容積、積載漁具、曳網能力を反映)。

(参考)省人化が進み居住性も高いノルウェー漁船(出典:ノルウェー漁業省)



沿岸漁業の操業イメージ



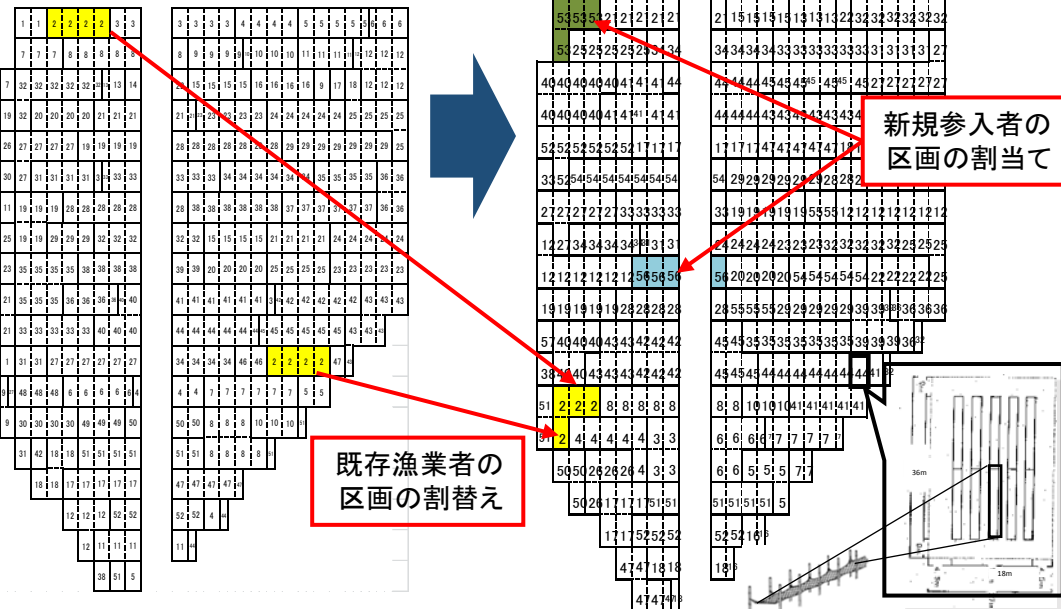
多様な養殖事例

多数の漁業者が養殖を営んでおり、漁業者の経営状況や漁場内の条件差等を踏まえた区画の配分などの利用調整が求められるケース

(例)有明海におけるのり養殖(イメージ)

<現状>

<翌年>



廃業に伴う集約化等により、少数の漁業者が養殖業を営んでいるケース

(例)ブリ・カンパチ養殖 (養殖業者:(株)桜島養魚等)

地元の漁業生産組合がブリ・カンパチ等を養殖していたが、当該組合は経営難となり廃業。

その漁場を引き継ぐ形で、マルハニチロ(株)が、(株)桜島養魚を設立し参入。

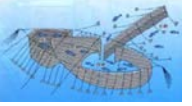
鹿児島県鹿児島市



養殖・沿岸漁業②

免許の状況

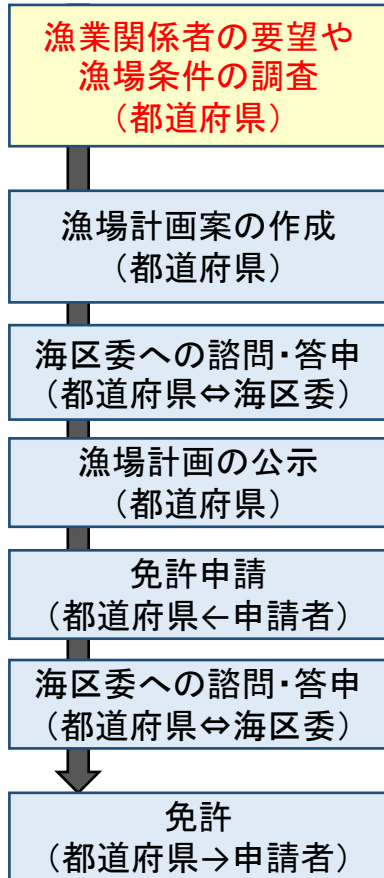
(H25.9～H26.4の切替え状況)

	共同漁業権	区画漁業権	特定区画漁業権	定置漁業権
漁業権の内容	採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利	一定の区画において大規模な養殖業（真珠を含む）を営む権利	いかだや生簀等を利用して小規模な養殖を行う権利 	定置網を設置して漁業を営む権利 
存続期間	10年	10年	5年	5年
免許の法定優先順位 ※特定区画、共同は、歴史的に地元漁民が共同で利用してきたような漁業が対象であり、地元漁協を優先	地元漁協 (組合員が行使)	①既存の漁業者等 ②その他	①地元漁協 (組合員が行使) ②法人 (地元漁民7割以上) ③法人 (地元漁民7人以上) ④既存の漁業者等 ⑤その他	①法人 (地元漁民7割以上) ②法人 (地元漁民7人以上) ③既存の漁業者等 ④その他
漁業権数	4,939	988	7,087	1,816
うち法人の参入状況	①法人が漁業権者として直接免許されている漁業権数(漁協以外)	443 (全体の45%)	69 (全体の1%)	654 (全体の36%)
	②法人が漁協の組合員として権利行使している漁業権数(※)	—	877 (全体の12%)	—
	③法人の例	真珠生産・販売会社、地元漁業会社等	大手水産子会社、建設会社、地元漁業会社等	製網会社、建設会社、地元漁業会社等

(※)沿海地区漁協の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1,500トン～3,000トン(定款で設定)以下であるものは、組合の組合員たる資格を有する。(水産業協同組合法第18条)

養殖・沿岸漁業③

免許の流れ



免許の現行と今後

	現 行	今 後
共同漁業権	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下14位まで法定	漁業者 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
区画漁業権 (養殖)	漁業者 (真珠養殖業) ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定	漁業者 又は 漁協(管理) 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
特定区画漁業権 漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定	漁協(管理)・漁業者 (①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。)) ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定	

養殖・沿岸漁業④

協力金等の徴収例

(1)くろまぐろ養殖

算定根拠	主な使途例
単価(円) × 生け簀の台数(台)	指導事業、漁場監視、係船場所等の共同利用施設の維持管理 等
養殖業者と漁協の協議により総額を決定(円)	
単価(円) × 生産量(kg)	

(2)真珠養殖

算定根拠	主な使途例
単価(円) × 面積 ^(注) (㎡又は坪)	指導事業、漁場監視、漁場清掃、海底耕耘、藻場等の保全・造成、共同漁業権との調整、赤潮調査、種苗放流、注意喚起の看板設置 等
単価(円) × 筏の台数(台)	
単価(円) × ロープの長さ(m)	
単価(円) × 施術割当貝の枚数(枚)	
養殖業者と漁協の協議により総額を決定(円)	
月額(円)	

(注)面積：漁場として使用している面積又は生簀の面積
資料：水産庁調べ

漁協の金銭徴収に対する指導

漁業生産への企業参入に係る費用負担の透明性確保に関するガイドライン(平成29年3月全国漁業協同組合連合会)における内容

- ・ 費用徴収に関する基本的な考え方(名目と用途の一致、算定根拠の明示など対価性の明確化、書面による契約締結、公平性の確保)
- ・ 費用徴収名目の考え方(徴収名目ごとの含めることができる経費)
- ・ 費用の算出例等

海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会の設置

海区漁業調整委員会は、海面等(※)について、大臣が定めた海区ごとに設置。(※琵琶湖等の指定された湖沼を含む)
28都府県において1海区、漁業状態の異なる道県では複数海区設置され、全国で64海区。

海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者と漁業従事者が主体となった漁場秩序をつくる観点から、以下の権限を有する。

(主な権限)

- 漁場計画の策定、漁業権の免許、TAC法に基づく都道府県基本計画の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議し、意見をいう
- 漁業調整のために、関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をする 等

漁業調整委員会の構成

公選による漁民委員9名、知事選任による学識経験委員・公益代表委員6名の計15名で構成。(定数は法律で規定)委員の任期は4年間。

<選挙の課題>

- ・ 前回選挙は64海区のうち8海区と実施率が低い
- ・ 市町村の選挙管理委員会による、毎年の名簿作成事務の負担

<委員の選任の現状>

- ・ 事前に地区別等のバランスを考慮して立候補者を選定
- ・ 定数の関係で、被選挙権のある漁協の組合長等を、学識経験委員として知事が選任

密漁対策

漁業法における罰則の現行と今後

違反内容	懲役刑	罰金刑
<p>特定の水産動植物を採捕した場合、密漁品を取得する等した場合</p>	—	—
<p>省令に基づく大臣許可漁業又は調整規則に基づく知事許可漁業を無許可で営んだ場合</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣許可の場合: ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等 ・知事許可の場合: 小型まき網漁業、機船船びき網漁業、潜水器漁業 等 	3年	200万円
<p>漁業権又は漁協の組合員の漁業を営む権利を侵害</p> <p>(例)</p> <p>漁業権設定区域における一般遊漁者によるサザエ、イセエビ等の採捕</p>	—	20万円

【罰則の新設】
3年以下の懲役
3,000万円以下の罰金

【罰則の引上げ】
300万円

【罰則の引上げ】
100万円

漁協の組合数の推移

	S30年度	S55年度	H元年度	H18年度	H28年度
沿海地区漁協数	3,153	2,174	2,136	1,267	960

出典：水産庁「水産業協同組合年次報告」

漁協の部門別事業損益の推移

<沿海地区漁協、1組合当たり> (単位：百万円)

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
24	7.8	0.4	▲ 1.1	▲ 5.1	▲ 14.7	7.2	▲ 2.2
25	11.1	▲ 0.3	1.2	▲ 2.8	▲ 10.3	14.7	▲ 2.3
26	12.5	▲ 0.2	1.3	▲ 2.9	▲ 10.6	24.9	▲ 2.4
27	17.6	1.1	1.1	▲ 2.1	▲ 16.4	28.3	▲ 2.3
28	16.7	1.2	1.0	▲ 1.8	▲ 15.8	25.1	▲ 2.5

注1：事業別実施組合数(28年度、沿海地区漁協960組合)

販売796漁協、購買851漁協、指導942漁協、製氷・冷凍592漁協、信用78漁協、漁業自営197漁協、共済669漁協

注2：1組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」、「水産業協同組合年次報告」

公認会計士監査への移行

<対象>
全ての信漁連及び貯金等合計額 200億円以上の漁協

(参考)農協

信漁連	28	信農連	32
県一漁協	5	県一農協	4
単位漁協	2	単位農協	587

※ 「貯金等合計額」とは、貯金及び定期積金の合計額

<漁協への対応>

- ・ 法律上、全漁連から公認会計士監査への移行期間(法施行から4年を超えない範囲)を設定
- ・ 法律の附則の配慮事項で、政府は公認会計士監査への移行に関し、「組合の実質的な負担が増加することがないこと」と明記
- ・ 法律上、全漁連及び県連合会による漁協等の事業の助言等に関する業務を明記